



# Aoba NEWSLETTER

## Vol. 79

2020年07月10日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990      FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158      FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798      FAX: (86-20) 3878 5337

## 目次

「 <b>人力資源・社会保障局 財政部による企業の雇用安定・雇用拡大に関する特別項目の支援計画の実施に関する通知</b> 」.....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	5
「 <b>新型コロナウイルス蔓延状況におけるサービス業の小型マイクロ企業と個人経営者の貸料のプレッシャーを緩和するための指導意見</b> 」.....	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
【法規リンク】.....	8
「 <b>マイクロ企業の増値税減免政策の年末までの延長、所得税の納付繰延について</b> 」... ..	9
【背景】.....	9
【影響】.....	9
【主要内容】.....	9
【法規リンク】.....	11
<b>最高人民裁判所の新型コロナに関わる民事事件の審理に関する指導意見(二)</b> .....	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【主要内容】.....	12
【法規リンク】.....	14

## 人力資源・社会保障局 財政部による企業の雇用安定・雇用拡大 に関する特別項目の支援計画の実施に関する通知

### 【背景】

国内外の新型コロナウイルスの蔓延状況及びそれによる経済の落ち込みが就業に与えた影響への対応策として、感染防止・抑止の状況下においても安定した就業を常態化させるために、人力資源・社会保障部、財政部は5月9日に「企業の雇用安定・雇用拡大に関する特別項目の支援計画の実施に関する通知」を公表し、企業の雇用安定・雇用拡大に関する特別項目の支援計画を始動させた。

### 【影響】

「通知」では、企業の労働力のニーズに重点を置き、企業の存続を確保するとともに、安定した就業、特にコロナ禍の影響を受けた、従業員を雇用している小型マイクロ企業に対して、的を絞った資金サポートを与え、また、労働者の基本生活の保障に助力し、雇用情勢と経済の安定発展の維持を表明している。

### 【主要内容】

- 一、雇用安定のための還付金の還付の度合いを強める。失業保険における安定的な職場復帰による還付政策の実施をより明確化し、保険加入企業が人員削減を行わないこと、また行ったとしても最小限の人員削減にとどめることを支持している。このうち中小マイクロ企業に対しては、2020年12月31日まで、還付基準の最高値を、企業及びその従業員が前年度に納めた失業保険料の100%まで引き上げる。還付基準を引き上げた後、各レベルの失業保険取扱機構は速やかに2020年度の還付資金を支給しなければならない。

二、実際の作業で研修を代替できる範囲を拡大する。企業が新たに雇用した労働者に対して、実際の作業にて研修を代替することで、雇用機会を増やし、就業を促進する。中小マイクロ企業が、就業困難な人員、家庭で他に就業している者がいない人員、卒業後2年以内の大学卒業生、失業登録した人員の就業に対し、且つ研修を実際の作業にて代替する策を展開する場合、雇用人数に基づき企業に職業研修補助金が与えられる。コロナ禍の影響を受け、生産・経営に一時的に困難が生じ、操業・生産停止となった中小マイクロ企業に対して、研修を実際の作業にて代替する策を展開する場合、その人数に基づき企業に職業研修補助金が与えられる。

三、政策の厳格な実施を各地方に要請し、政策リスト・申請プロセス・補助金の支給基準などの樹立・発布をするとともに、申請証明資料の簡潔化、審査・発給の効率の向上を要求している。各地方は資金保障監督管理を強化し、失業保険基金、職業技能向上行動専用資金の監督制度の樹立・健全化を行い、政策実施を保障する。「通知」は、各地方における組織指導の強化、各地方の実際状況に応じ、政策の適用対象・基準及び流れを明確化、細分化するよう求めている。

#### 【法規リンク】

《人力資源・社会保障局、財政部 企業の雇用安定・雇用拡大に関する特別項目の支援計画の実施に関する通知》

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/18/content\\_5512519.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/18/content_5512519.htm)